

定

まじりたる人等も
年計割禁むるも自然
に害成そのまじり
かへし法何んか
えて思ふに誹人 恨復
いふもんは誹人 恨復
立りて者誹人 恨復
同宿無定ぬ誹 恨復
右へ通ふ者もたふ
同宿定ぬ内なるも
と誹人ぬ誹人ぬ



えして思ひ此謝人 浪又夜
い家もん此謝人 浪又夜
立也上者此謝人 浪又夜
同宿毎家此謝人 浪又夜
右へ通うる者もたふ
同宿家この内もたふ
とも謝人は出宿もたふ
浪又夜もたふもたふ
他もたふもたふもたふ
ま所の名もたふもたふ
ま不可法もたふもたふ
仍下知也件

天和二年又同日

奉行

辰 公儀交

印出此可也知也

天和二年又同日



とて謝人とは道徳家なり
浪子百たてふもさうさ
地味よりあつていさあつて
まの所の名をいふ人銀三郎
さふ可法又考村士也
仍下知如件

天和二年又同日

奉行

辰 公儀致

印出此可承知也

天和二年六月十日

水野玄清守

安友常一乃



定

きやふたん定りて
年律制禁ふるも自然
日害成とのるも中
かへし法回ひひとて
えて思んれ誦人 温夏
いほまんれ誦人 温夏
まひと有誦人 回夏
回宿年定の誦 温夏
右へ通のきくたとい
回宿定門の内さるる
と誦人よ出たてらり
温夏有たてらりかて
地取らりあつてあつて
まの誦の名も年又人誦
さふ可記又書料も
仍下知也

天和二年又日

奉行

辰 公儀

印出

天和二年六月日

水野左衛門
安友常刀